
「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 22 年 6 月 29 日

本協会では、本年 6 月 29 日の自主規制会議において、「協会の従業員に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成22年 7 月 1 日から施行する。

規則の改正に係る趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 6 月 29 日

日 本 証 券 業 協 会

・改正の趣旨

本協会では、反社会的勢力との関係遮断、反社会的勢力の金融商品取引及び金融商品市場からの排除を図り、もって資本市場の健全な発展及び投資者の保護に更に資することを目的として、別紙のとおり、「協会の従業員に関する規則」の一部改正を行うこととする。

・改正の骨子

第 7 条第 3 項第 31 号に規定する顧客に特定投資家も含めることとする。

(第 7 条第 3 項第 26 号)

・施行時期

この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

平成 22 年 6 月 29 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(禁 止 行 為) 第 7 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 〃 (現行どおり) 25 26 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。))投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなさ	(禁 止 行 為) 第 7 条 (省 略) 2 (省 略) 3 協会員は、その従業員が金商法及び関係法令において金融商品取引業者の使用人の禁止行為として規定されている行為(登録金融機関の使用人に準用されているものを含む。)のほか、次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。 1 〃 (省 略) 25 26 投資信託受益証券等(投資信託若しくは外国投資信託の受益証券(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下「金商業等府令」という。)第 65 条第 2 号イからハまでに掲げるもの及びこれらと同様の性質を有するものを除く。))投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、取引所金融商品市場に上場されているものを除く。以下この号において同じ。)の乗換え(現に保有している投資信託受益証券等に係る投資信託契約の一部解約若しくは投資口の払戻し又は投資信託受益証券等の売付け若しくはその委託等を伴う投資信託受益証券等の取得又は買付け若しくはその委託等をいう。以下この号において同じ。)を勧誘するに際し、顧客(特定投資家(金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家(同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなさ

新	旧
れる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。<u>以下次号から第 30 号までにおいて同じ。</u>）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 27 （ 現行どおり ） 30 31 会員に係る有価証券の売買その他の取引等において、顧客が定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力であることを知りながら、契約の締結をすること。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。 付 則 この改正は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。	れる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。）を除く。<u>以下この条において同じ。</u>）に対して、当該乗換えに関する重要な事項について説明を行わないこと。 27 （ 省 略 ） 30 31 会員に係る有価証券の売買その他の取引等において、顧客が定款の施行に関する規則第 15 条に規定する反社会的勢力であることを知りながら、契約の締結をすること。ただし、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除するときを除く。

以 上